

令和3年度多可町生涯学習まちづくりプラザ及び統合中学校 基本計画策定業務

仕 様 書

多可町生涯学習まちづくりプラザ及び統合中学校基本計画策定業務(以下「本業務」という。)の受託者が行う業務内容及びその範囲は、この仕様書によるものとする。

1. 業務名

令和3年度多可町生涯学習まちづくりプラザ及び統合中学校基本計画策定業務

2. 履行期限

契約締結の翌日から令和4年3月31日まで

ただし、繰越が認められた場合は、工期を令和4年12月23日とする。

3. 業務目的

本業務は、生涯学習に関する情報提供機能、学習スペースや交流機能、図書館などを備えた、令和7(2025)年4月供用開始を目指す「多可町生涯学習まちづくりプラザ(以下「まちづくりプラザ」という。)」の建設及び「子どもたちにとって望ましい教育環境」を確保するため、3つの中学校を統合し、令和8(2026)年4月開校を目指す「多可町立統合中学校(以下「統合中学校」という。)」の建設に係る基本計画の策定を目的とする。

基本計画は、まちづくりプラザと統合中学校との調和と連携が図れるような配置計画(ゾーニング)や事業スケジュール、統合中学校の候補地の選定など体育・教養・文化・医療施設などが集まるゾーンとしてランドデザインを描き、効果的で効率的な施設整備を行うための基本計画を策定するものである。

4. 計画施設概要

(1) 整備施設

- ①まちづくりプラザ 施設規模: 3,000 m² (令和7年4月供用開始予定)
付随施設を含む
- ②統合中学校 生徒数450人及び教員40人 (令和8年4月開校予定)
普通13学級、特別支援学級4学級
校舎、屋内外運動場、格技場、部室及び必要な施設
- ③多可町立統合小学校(以下「統合小学校」という。)

児童数 500 人及び教員 40 人（将来計画）
普通 18 学級、特別支援学級 4 学級
校舎、屋内外運動場、プール及び必要な施設

(2) 建設候補地

①まちづくりプラザ

健康福祉センター「アスパル」（以下「アスパル」という。）、
子育てふれあいセンター、中央公園周辺

②統合中学校

【A案】中央公園 65,477 m²

【B案】中町中学校 29,689 m²

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たっては、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 「多可町生涯学習まちづくりプラザ建設基本計画(素案)」(多可町、令和4年1月)及び「多可町立小中学校の規模の適正化に向けた具体的な方策についての意見書」(地域の学校教育のあり方を考える会、令和4年1月)の内容を良く理解した上で業務を実施すること。(多可町公式ホームページ参照)
- (4) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (6) 受託者は、自社の社員の中から、管理技術者及び照査技術者、担当技術者を選任し、発注者に報告すること。なお、管理技術者及び照査技術者は兼任することができない。
- (7) 本業務に関する発注者との打合わせは、随時、多可町役場本庁舎内で行うこと。
- (8) 本業務の実施に関して疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行い、支持を仰ぐこと。

6. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ①業務内容
 - ②業務遂行方針
 - ③業務工程
 - ④業務実施体制及び組織図
 - ⑤管理技術者、照査技術者、担当技術者一覧表及び経歴書

- ⑥協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者一覧表及び経歴書
 - ⑦その他、発注者が必要とする事項
- (3) (2) で定める事項の記載内容に追加及び変更が生じた場合は、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

7. 打ち合わせ及び議事録

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、その内容については受託者がその都度記録する。記録は速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として当該データを提出する。

8. 検査

- (1) 本業務が完了したときは、業務完了届を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受ける。
- (2) 本業務の完了期日前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

9. その他

入札設計図書及び当初契約では、消費税相当額を 10% で計算し積算や契約締結を行うが、税法の改正により消費税が変動し、物件の引き渡し当該改正税法施行日以降である場合は、消費税相当額は、変動後の税率により計算した額とする。

10. 委託業務について

委託業務の内容は、次のとおりとする。ただし、各項目に定めた業務の詳細な内容については、発注者の指示によるものとし、また、業務の内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

11. 委託業務内容

(1) 業務概要

本業務は、アスパル、中央公園、子育てふれあいセンター、給食センター、多可赤十字病院、文化会館「ベルディーホール」など体育・教養・文化・医療施設と連携が図れるゾーンとして位置づけ、建設予定であるまちづくりプラザ及び統合中学校が、既存施設と調和の取れた効率的で効果的な配置の中で、子どもからお年寄りまで多くの住民が集えるエリアとして提案することとする。

(2) まちづくりプラザ

建設候補地はアスパル、子育てふれあいセンター、中央公園周辺とし、周辺施設及び統合中学校との連携並びに防災対策など安全・安心を考慮し、最適な建設場所を提案すること。

また、提案する建設場所において、次の項目について検討し提案するこ

と。

- ① 周辺施設との連携等が図れる最も効果的、効率的な配置計画（ゾーニング）
- ② 建物の配置・外観・規模・構造・部屋のレイアウトなど必要と思われる事項
- ③ 概算事業費
- ④ 事業スケジュール、作業ヤード等仮設

（３）統合中学校

統合中学校の建設場所は、A案（中央公園内）及びB案（中町中学校）を比較検討すること。その際、将来構想として、統合中学校に隣接し統合小学校を整備することも視野に入れること。

１【A案中央公園】

建設候補地をA案中央公園として、次の項目について提案すること。また、中央公園の代替施設として、中町中学校の公園化を検討すること。

- ① 配置計画（ゾーニング）
- ② 規模・構造など必要と思われる事項
- ③ 概算事業費
- ④ 事業スケジュール、作業ヤード等仮設
- ⑤ 統合小学校（校舎・屋内外運動場・プール等）の配置計画（将来構想）
- ⑥ 中町中学校用地の都市公園化（代替機能の移設）の提案図
 - ・ 配置計画（ゾーニング）
 - ・ 概算事業費
 - ・ 事業スケジュール（中学校の取壊し等）
 - ・ 周辺地域、住民、公園利用者への配慮

２【B案中町中学校】

建設候補地をB案中町中学校として、次の項目について提案すること。

- ① 配置計画（ゾーニング）
- ② 規模・構造など必要と思われる事項
- ③ 概算事業費
- ④ 事業スケジュール、作業ヤード等仮設
- ⑤ 統合小学校（校舎・屋内外運動場・プール等）の配置計画（将来構想）
- ⑥ 仮設校舎等

（４）共通項目

次の項目を共通項目として、（２）、（３）１及び２それぞれで検討し提案すること。

- ① コンセプトの提案、町の上位計画との整合性
- ② 関係法令等の整理（建築基準法、都市公園法、開発行為等）
- ③ 防災対策（浸水想定区域、造成計画、排水計画、総合治水など）
- ④ 安全性の確保（交通・防犯対策）

- ⑤周辺地域、住民への配慮
- ⑥公共交通対策（駐車場、バスターミナル等）
- ⑦既存施設との効果的・効率的な施設整備
- ⑧ライフサイクルコストの縮減
- ⑨周辺インフラの照査（電気、給排水施設等）
- ⑩基本計画書の作成

対象施設について計画書を作成し、概要版をとりまとめること。

12. 段階的履行目標の設定について

本業務は、以下のとおり作業項目に応じて目標を定め、段階的に成果物（概要版）の提出を求めながら事業全体の進捗を図ることとする。ただし、その成果物の内容及び具体的な時期、納品方法等については、発注者と協議することとする。

- (1) 令和4年6月末 まちづくりプラザの建設場所の選定に係る資料
- (2) 令和4年7月末 統合中学校の建設候補地（A案及びB案）の選定に係る資料
まちづくりプラザの基本設計・実施設計の発注に必要な基本計画図等の資料
- (3) 令和4年8月末 まちづくりプラザに係る基本計画書
- (4) 令和4年12月末 統合中学校に係る基本計画書及び本業務の最終成果物の提出

13. 都市計画公園区域の変更に関する手続きの支援

申請資料の作成（都市計画公園全体配置計画図等）

14. 多可町立統合中学校開校準備委員会への支援等

開校準備委員会において、会議や部会運営がスムーズに行えるように、資料作成等の支援を行い、課題解決に向けて発注者と取り組むこと。

15. 成果物の提出等

- (1) 最終的な成果物及び提出部数は以下のとおりとする。
- (2) 製本による報告書は、原則としてA4縦型、左綴じ製本、カラー印刷とする。
- (3) 電子納品媒体は、CD-Rに業務名を印刷し提出すること。
- (4) 成果物の管理及び権利の帰属は、すべて発注者のものとする。

成 果 品

成 果 物	規 格	部 数	備 考
基本計画	A4	2	配置図含む
基本計画概要版	A4	2	
電子納品媒体	CD-R	2	成果品全て

16. その他

- (1) 受託者は、業務中に知り得た内容について第三者に情報を漏洩してはならない。
- (2) 発注者は必要に応じて、業務期間内に進捗状況の確認および内容について説明を求めることができる。
- (3) 本仕様書に定めのない事項等については、発注者と受託者で協議のうえ、決定するものとする。